

# 日本語教育推進に関する地方公共団体の 基本的な方針について

19

Japanese Language Education

(令和4年8月1日)

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、日本語教育の推進が、我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資するとともに、我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要であることに鑑み、日本語教育の推進に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他日本語教育の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資するとともに、諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持及び発展に寄与することを目的とする。

### （基本理念）

第三条 日本語教育の推進は、日本語教育を受けることを希望する外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会が最大限に確保されるよう行われなければならない。

2 日本語教育の推進は、日本語教育の水準の維持向上が図られるよう行われなければならない。

3 日本語教育の推進は、外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の関連施策並びに外交政策との有機的な連携が図られ、総合的に行われなければならない。

20 4 日本語教育の推進は、国内における日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識の下に行われなければならない。

5 日本語教育の推進は、海外における日本語教育を通じて我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、諸外国との交流を促進するとともに、諸外国との友好関係の維持及び発展に寄与することとなるよう行われなければならない。

6 日本語教育の推進は、日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心が深められるように配慮して行われなければならない。

7 日本語教育の推進は、我が国に居住する幼児期及び学齢期（満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間をいう。）にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮して行われなければならない。

### （地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、日本語教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### （連携の強化）

第七条 国及び地方公共団体は、国内における日本語教育が適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、日本語教育を行う機関（日本語教育を行う学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校及び同法第一百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。）を含む。以下同じ。）、外国人等を雇用する事業主、外国人等の生活支援を行う団体等の関係者相互間の連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

2 略

## 第二章 基本方針等

（基本方針）

第十条 政府は、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 日本語教育の推進の基本的な方向に関する事項

二 日本語教育の推進の内容に関する事項

三 その他日本語教育の推進に関する重要事項

3 文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4～5 略

6 政府は、日本語教育を取り巻く環境の変化を勘案し、並びに日本語教育に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を踏まえ、おおむね五年ごとに基本方針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

7 略

（地方公共団体の基本的な方針）

→ 第十一条 地方公共団体は、基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする。

## 第三章 基本的施策

第五節 地方公共団体の施策

第二十六条 地方公共団体は、この章（第二節を除く。）に定める国の施策を勘案し、その地方公共団体の地域の状況に応じた日本語教育の推進のために必要な施策を実施するよう努めるものとする。

## 第四章 日本語教育推進会議等

（地方公共団体に置く日本語教育の推進に関する審議会等）

第二十八条 地方公共団体に、第十一条に規定する基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

# ●「多文化共生の推進に係る指針・計画」と一体として方針を策定した例

## ○福井県「福井県多文化共生推進プラン」

(概要) 「外国人児童生徒に対する日本語教育の充実」、「地域におけるコミュニケーション支援」の項目を設け、地域における子どもの日本語教育支援や技能実習生、留学生などの日本語学習機会の充実などの施策を盛り込む。

### I-1 外国人児童生徒に対する日本語教育の充実

近年の外国人県民の増加に伴い、日本語指導が必要な外国人児童生徒も増加しています。日本語を十分に理解できないために学校になじめなかったり、学習に支障が出たりする児童生徒もおり、進学や就職など将来の進路に影響するケースもあります。

このため、ICTの活用などにより日本語の習熟度に応じたきめ細かな学習指導を実施し、学校における円滑なコミュニケーションを支援します。

また、思考力の基礎となる母語が未発達な児童生徒に対しては、日本語と母語の両方を伸ばしていく福井独自の日本語教育を支援します。

《施策の方向性》

#### ◆地域における子どもの日本語教育支援

外国人児童生徒への日本語教育を行うボランティアを育成するとともに、県内大学の日本人学生と外国人留学生が連携し、日本語とあわせて、思考力の基礎となる母語による学習をサポートする福井独自の教育支援を進めます。

### I-2 地域におけるコミュニケーション支援

日本語の学習意欲があっても、仕事が忙しく時間がない、または、近くに学ぶ場所がない等の理由で、日本語を学習する機会を得ることができない外国人県民も多く存在します。

日本語学習を望む外国人県民に対し、学習者のレベルやニーズに応じた日本語教室を開催するとともに、日本語教育を担う人材を養成し、地域における日本語の教育体制をさらに充実します。

《施策の方向性》

#### ◆日本語学習機会の充実

技能実習生や留学生など、それぞれのレベル、ニーズに応じた日本語教室を開催します。また、仕事の都合で日本語を十分に学習する時間をもてない外国人労働者等に対し、企業内や公民館など近隣地域での日本語学習や、オンライン日本語講座の開催など、地域における日本語学習機会を増やします。

# ● 「多文化共生の推進に係る指針・計画」と一体として方針を策定した例

## ○兵庫県「ひょうご多文化共生社会推進指針（改定）」

（概要）「日本語及び日本の文化・習慣に関する学習支援」の項目を設け、地域日本語教育の総合的な推進、地域の日本語教室の支援等の施策を盛り込む。

### (3)日本語及び日本の文化・習慣に関する学習支援

#### 施策の方向性

- ・外国人県民が安心・安全に暮らし、地域で活躍するためには、一定の日本語能力が求められる。「日本語教育の推進に関する法律」を踏まえ、推進の責務を負う国、自治体、事業者が連携して地域における日本語及び日本文化・習慣に関する学習機会の一層の充実を図る。
- ・地域における日本語教室は、外国人県民にとって継続的な日本語学習の場だけではなく、日常生活はもとより、災害時のセーフティネットにもなるなど、地域における多文化共生の最前線として重要な役割を担っていることから、その活動を支援する。

#### 主な施策

##### ①地域日本語教育の総合的な推進

- ・国、県内市町・関係団体、企業等と連携し、国の補助も活用しながら、地域の日本語教育を総合的に推進する体制の充実を図り、日本語や日本の文化・習慣に関する学習機会の提供を促進・外国人県民が身近な生活圏で、生活・就労・子育て等のために必要な日本語を身に付けられる体制を整備するため、県内各地域でモデル事業を展開
- ・日本語及び日本の文化・習慣に関する学習教材を開発し、自習可能なICT学習教材を普及啓発・外国人県民の社会参加と地域住民の多文化共生への理解の促進に向けて、地域の日本語教室における住民参加型イベント・研修会の実施を促進

##### ②地域の日本語教室の支援

- ・県内全域で日本語学習が可能な環境づくりを進めるため、地域のボランティア団体や市町国際交流協会が開催する日本語教室を支援・地域の日本語学習の担い手となる日本語教師やコーディネーター、ボランティアの育成及び有償化の促進

【参考】地域における基本方針の策定に関する地方公共団体からの意見の例

- ・調査や委員会を通じて意見を収集することにより、国の基本方針で示されたものをベースとしつつも、地域の実情に即した施策展開の礎となるものを作成できた。
- ・企業連携については、企業との関係もあり着手できていなかったが、県の基本方針に位置付けたこともあり、連携に向け働きかけができる。
- ・基本方針を根拠に、財政部局に対し日本語教育に対する予算要求を行うことができる。